

宿泊税定率制に伴う変更点

- ① **令和8年1月1日から**定額制から**定率制3%**に変更

今までの税額（道税含む）		宿泊料金の 3% ① (町税・道税含む)	北海道税 ②	
宿泊料金	税額		宿泊料金	税額
~5,000円	200円	3%の内訳	~19,999円	100円
5,001円~20,000円	300円		20,000円~49,999円	200円
20,001円~50,000円	700円		50,000円~	500円
50,001円~100,000円	1,500円		ニセコ町税 ③ = ① - ②	
100,001円~	2,500円			

- ② 定率制計算方法
定率制3%を掛ける宿泊料金は、消費税や食事代等を除いた額の
100円未満を切り捨てた額となります。
税額の3%で出した金額は1円単位で納めてください。

注意！ 3%を掛ける前に必ず100円未満切り捨てる！

- ③ 申告書に宿泊の明細がわかる書類（徴収原簿）の添付が必要
3%の中には北海道税が含まれており、**道税と町税の仕分けについてはニセコ町で行います。**
仕分けをする際に、北海道税分の税額を算出するために、**宿泊単位ごとの宿泊料金、宿泊人数、宿泊税額が分かる書類（徴収原簿）が必要となります。**
※ 書類は任意の様式で構いません。また、町では簡易様式を用意しています。
- ④ 今後の定率制の新様式、新しい手引き等は7月下旬頃にみなさんにお知らせする予定です。

■計算例（あくまで一例です）

【計算例 1：食事、温泉込み・1人1泊】

①	食事代金（1泊2食）	8,880 円
②	宿泊料金	11,120 円
③	小計（①+②）	20,000 円
④	消費税（③×10%）	2,000 円
⑤	入湯税（1人1泊）	150 円
⑥	宿泊税の課税標準額（②の金額を100円未満切り捨て）	11,100 円
⑦	宿泊税額（⑥×3%）	333 円
お客様が支払う合計額（③+④+⑤+⑦）		22,483 円
宿泊税の内訳	北海道分 100 円、ニセコ町分 233 円	

切り捨てる！

切り捨てない！

【計算例 2：素泊まり・1人1泊】

①	宿泊料金（ <u>消費税込み</u> ）	3,500 円
②	消費税抜きの宿泊料金	3,182 円
③	宿泊税の課税標準額（②の金額を100円未満切り捨て）	3,100 円
④	宿泊税額（③×3%）	93 円
お客様が支払う合計額（①+④）		3,193 円
宿泊税の内訳	北海道分 100 円（不足分7円はニセコ町が補填） 、ニセコ町分 0 円	

【計算例 3：素泊まり・1棟に4名で7泊滞在・消費税と宿泊税込みの金額】

①	宿泊料金（ <u>消費税及び宿泊税込み・7泊分総額</u> ）	456,000 円
②	宿泊税の課税標準額	403,500 円
③	宿泊税額（②×3%）	12,105 円
宿泊税の内訳	北海道分 2,800 円、ニセコ町分 9,305 円 北海道税の算出：②÷4名÷7泊=14,412円/人・泊→宿泊税額100円/人・泊×28泊	

※売価から逆算して宿泊税を算出すると誤差が生じる場合は消費税額で調整してください